

# 西蒲民商ニュース

2020年4月13日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

## コロナウィルス対策

## 売上激減、全ての零細

## 業者に補償を!

安倍首相は、緊急事態宣言を行い、108兆円の経済対策を行うと胸を張りました。

しかし、最大の目玉としている①一世帯30万円給付と②個人事業主への百万円支援は早くも批判が出ています。

### 【30万円現金給付】

今年2月～6月のいずれかで月収が減り

①年間で住民税非課税世帯になる

②収入が半減し、年間で住民税非課税世帯の水準の2倍以下に落ち込む

一例として①月収が8万3千以下に落ち込む

②月収が半減し、月16万6千以下になるとな

ります。しかし、「対象が狭くわかりにくい、半減の証明はどうするのか」「一律給付にすべき」の批判が出ています。

### 【法人2百万円、個人百万円】

個人の場合は、売上が今年1月～12月前年同月比で、50%以上減った店等、売上減を年換算し、売上との差額を支給する。

売上減を証明する書類を「商工会・商工会議所を通じて」（安倍首相会見）提出するとしています。書類の作成や商工会未加入業者への対応等で問題が出そうです。

### 【売上減の全ての零細業者に補償を】

「一月から売上が1割になった、店がやって行かない」（飲食店）など悲痛な声が出ています。売上激減の全ての中小業者に補償していくよう国や自治体に働きかけていきます。

## 労働保険の加入・更新

## は4月17日まで

従業員を一人以上雇う時加入が必要で

### 【労災保険】

従業員が仕事や通勤中に災害や事故にあった時保障されます。仕事中に、ケガや病気（障害や死亡も）になった時の医療費や休業保障が受けられます。正社員、パートなど全員が加入します。

### 【雇用保険】

週20時間以上働く労働者は、加入の義務があります。雇用手当は一年以上の加入が必要です。労働者が失業した場合、給与の50～80%の手当が受けられます。

### 【自営業者の特別加入】

中小業者本人や家族が加入できます。保険料は希望する基礎日額で決まります。自営業者は事故やケガ等の保障がないので是非加入しましょう。

## 【税金等の納税緩和や猶予】

○新型コロナウイルスの影響で税金等の納付が著しく困難な人

○損失を受けた場合、帳簿で確認するが聞き取りでもよい。

○納税猶予期間は一年だが事情によって延長する場合もある。

○財産などの差し押さえを受けている人も納税猶予にできる場合も。

## 商工新聞・会員の紹介

## 運動を広げよう

この間、便利屋さん、農業、リフォーム業者が税金などの要求で相談に来て3人が入会しました。是非知り合いの中小業者に【申告はお済ですか、民商はどうですか?】の一声かけましょう。

